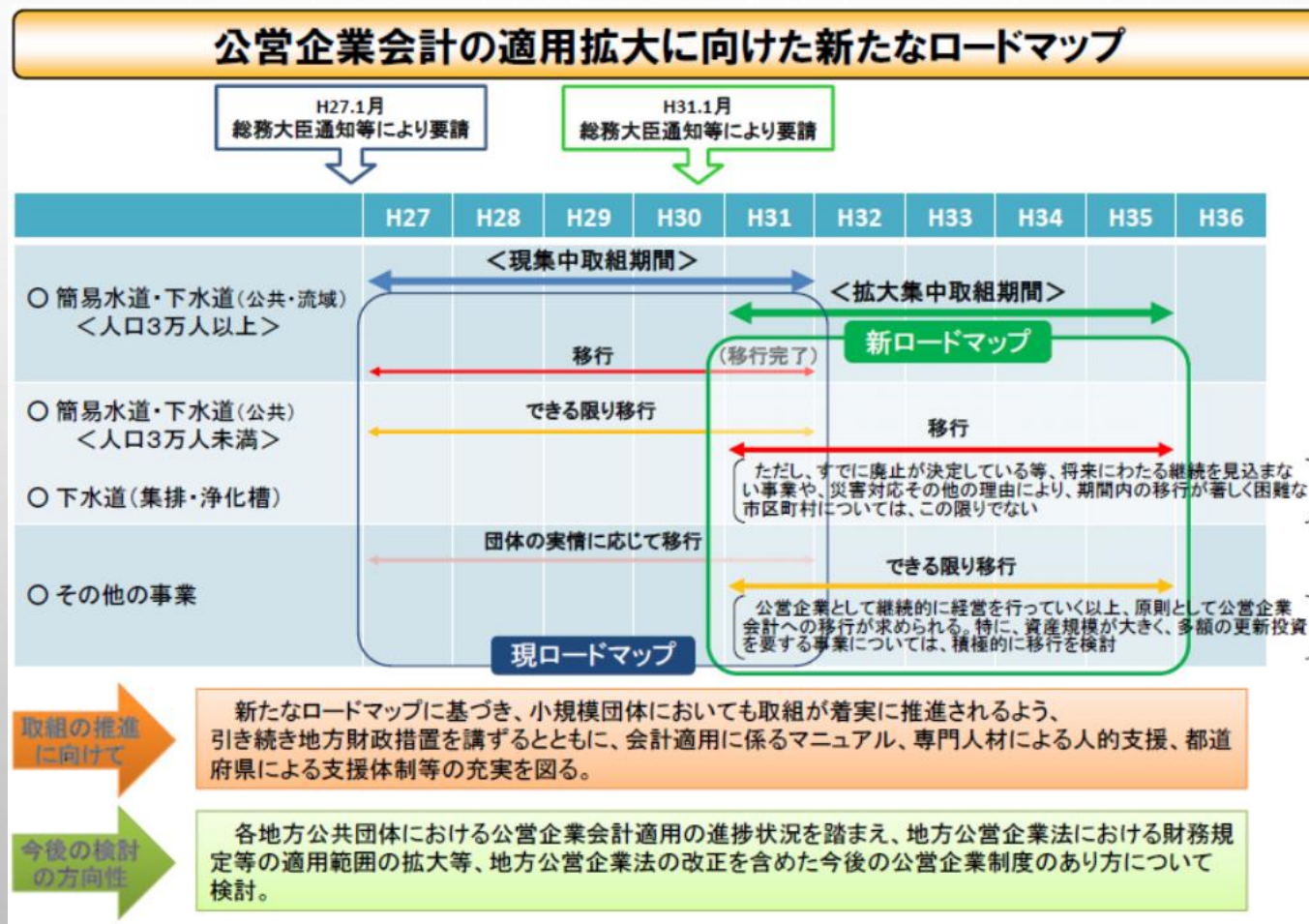


東員町下水道事業地方公営企業法 適用の基本方針（概要）

東 員 町
上下水道課

法適用化推進の動向

総務省は、公営企業の法適用化（公営企業会計導入）を推進しており、東員町を含む人口3万人未満の自治体においても、令和元年度から令和5年度を「拡大集中取組期間」とし、令和6年度予算から公営企業会計へ移行するように要請している。



1. 法適用化（公営企業会計導入）の背景と意義

下水道事業の現状と経営効率化・経営基盤強化の必要性

- ✓人口減少や少子高齢化社会を迎える中、使用料収入は減少傾向
- ✓各施設において老朽化が進んでおり、今後は施設の更新が必要



長期的に安定した経営を維持していくためには、経営の「見える化」を図り、より一層の経営の効率化と経営基盤の強化が求められる

令和6年度予算までに公営企業会計へ移行

目的

経営情報（資産の保有状況、経費区分等）を明確化し、中長期的な投資・財政計画の策定、他事業体との経営比較分析を行う

期待される効果

- 下水道使用料水準の適切な算定
- 議会や住民のみさなまに対する説明責任の向上 など
- 独立採算による職員の経営意識の向上

2. 会計方式の違い

項 目	官庁会計	公営企業会計					
予算区分	歳入・歳出	収益的収支・資本的収支					
経理方法	現金主義による単式簿記	発生主義による複式簿記					
資産状況	財産台帳	・固定資産台帳の備え付け ・減価償却制度の導入					
出納整理期間	5月末まで	なし(3月末締め)					
経営分析	単年度現金決算のため経営状況の把握が困難	複式簿記によって経営状況が明確に把握できる					
決 算	【歳入歳出決算書】 <table><tr><td>歳出</td><td>歳入</td></tr></table>	歳出	歳入	【損益計算書】 <table><tr><td>費用</td><td rowspan="2">収益</td></tr><tr><td>利益(欠損金)</td></tr></table>	費用	収益	利益(欠損金)
	歳出	歳入					
費用	収益						
利益(欠損金)							
	<u>会計年度内の現金収支が均衡しているため問題点が見つけにくい</u>	【貸借対照表】 <table><tr><td>資産</td><td>負債</td></tr><tr><td></td><td>資本(純資産)</td></tr></table> 【キャッシュフロー計算書】	資産	負債		資本(純資産)	
資産	負債						
	資本(純資産)						

3. 法適用化までの流れと主な業務内容

法適用化にあたっては、①基本方針の策定、②固定資産調査・評価、③移行事務手続き、④システム構築の4つの段階に業務を分けることができる。

東員町では、基本方針の策定から公営企業会計への移行までを3年間で実施する。

①基本方針の策定

- ・対象事業、適用範囲
- ・固定資産の調査、評価
- ・移行事務手続きの整理
- ・システム構築の方針
- ・体制整備と研修方針

②固定資産調査・評価

- ・資産評価方針
- ・資産調査
- ・決算書の整理
- ・資産評価

③移行事務手続き

- ・条例、規則の整備
- ・庁内関係課との調整
- ・職員研修
- ・勘定科目設定
- ・予算編成
- ・各種届出、報告
- ・打切決算

④システム構築

- ・システム要件検討
- ・他システムとの連携
- ・システム構築

公営企業会計へ移行

1～2年目に実施

2～3年目に実施

3. 法適用化までの流れと主な業務内容

①基本方針の策定

項目	内容	進捗状況
対象事業と適用範囲の検討	✓ 法適用化する対象事業を決定 ✓ 地方公営企業法を全て適用するか、財務規定のみ適用するか決定	➢ 公共下水道事業と特定環境保全公共下水道の2事業を法適用化 ➢ 適用範囲は全部適用を採用
固定資産の調査、評価方法の検討	✓ 固定資産台帳の作成に伴い、保有する固定資産をどの程度まで詳細に調査、評価するか決定	➢ スtockマネジメントへの活用や調査、評価に係るコスト(委託料)等から総合的に判断
移行事務手続きの整理	✓ 新たに制定または改廃が必要な条例、規則等の洗い出し ✓ 庁内関係各課との調整事項の洗い出し	➢ 洗い出しを実施中
システム構築方針の検討	✓ 水道の会計システムや下水道の図面情報システム等との最適な連携を検討	➢ 下水道の図面情報システムの業者に対して提案を依頼予定
移行事務の体制整備と職員研修方針の検討	✓ 業務量の増加に対応するために職員を増員するか検討 ✓ 公営企業会計を運用できる職員育成を目的とした研修の検討	➢ 今後検討

3. 法適用化までの流れと主な業務内容

②固定資産調査・評価

項目	内容	進捗状況
資産評価方針の検討	✓運用後の業務量や施設、財産管理も考慮して、どの程度まで詳細に資産評価を実施するか検討	➤ストックマネジメントへの活用や調査、評価に係るコスト(委託料)等から総合的に判断
資産調査の実施	✓資産評価方針に基づいて、資産の現地調査等の必要に応じた資産調査を実施	➤ストックマネジメントへの活用や調査、評価に係るコスト(委託料)等から総合的に判断
決算書の整理	✓固定資産台帳の作成に必要な資料(決算書、工事台帳等)がどの程度存在しているか調査を実施	➤1～2年目に業務委託予定
資産評価の実施	✓資産評価方針や資産調査等に基づいて、資産評価を実施し、固定資産台帳を作成	➤1～2年目に業務委託予定

3. 法適用化までの流れと主な業務内容

③移行事務手続き

項目	内容	進捗状況
条例、規則の整備	✓法適用化に伴い、整備が必要な条例、規則等について制定、改廃等を実施	➤洗い出し実施中
庁内関係課との調整	✓一般会計からの繰入金、出納、契約事務の事務取扱者等について、庁内関係各課との調整を実施	➤洗い出しを実施し、関係各課と事務調整中
職員研修の実施	✓公営企業を運用できる職員を育成するため複式簿記等に関する職員研修を実施	➤今後検討
勘定科目の設定	✓資産、負債の増減や収益、費用の発生など取引の内容を表した勘定科目を設定	➤地方公営企業法施行規則や東員町水道事業会計を参考に設定予定
予算の編成	✓法適用化初年度の公営企業会計での予算を編成	➤3年目後半より作成予定
各種届出、報告	✓法適用化に伴い、税務署や総務省に届出、報告を実施	➤3年目後半に実施予定
打切決算の実施	✓現在の特別会計を閉鎖するため打切決算を実施	➤法適用化初年度はじめに実施予定

3. 法適用化までの流れと主な業務内容

④システム構築

項目	内容	進捗状況
導入システムの要件の検討	✓固定資産管理、地方債管理等の経営管理に必要な機能を実装するか検討 ✓システム障害発生時の対策やセキュリティ対策の検討	➤今後検討
他システムとの連携の検討	✓水道の会計システムや下水道の図面情報システム等との最適な連携を検討	➤下水道の図面情報システムの業者に対して提案を依頼予定
システムの構築	✓検討に基づいてシステムの構築を実施	➤2～3年目に実施予定

法適用の基本方針

◆地方公営企業法適用の基本方針

（１）法適用の範囲

法適用化の範囲は、地方公営企業法の規定の全部を適用する「全部適用」と財務規程のみを適用する「一部適用」の２つがあり、上下水道課では、次の理由により「全部適用」を採用する。

◎上下水道課では、水道事業が全部適用で運営している。また企業会計システムが構築されている。

◎課として庶務部門が統合されている。

◎法適用方式を「一部適用」とした場合、負担区分の増加に伴う事務の煩雑化などの経理・庶務面でのデメリットだけが強調される。

（２）法適用の対象事業

法適用する事業は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業とする。

（３）法適用の時期

法適化のためには、これまでに建設した下水道の膨大な資産を把握することが必要であり、そのための調査に必要な期間に加え、法適化に伴う条例等の改正、企業会計システムの新規導入や職員研修の実施等の事務的調整にかかる期間を考慮し、法適化の開始時期を令和５年４月１日とする。

なお、国からの要請は令和６年４月１日までであり、交付税措置のある令和５年度までとなっている。このことから、法適化を１年前倒しし、移行後の業務委託料も交付税措置の対象となる。

法適用の基本方針

◆地方公営企業法適用の基本方針

（４）固定資産台帳整備の方針

資産整理手法及び資産の管理単位については、当町の現状を踏まえ、計画的かつ合理的な手法を選定します。既に下水道台帳システムが導入され、日常の維持管理業務において有効活用されています。資産整理手法については、下水道台帳システムのデータを活用し、短期間に効率的な調査実施が可能となり、かつ、今後の改築・更新、及び維持管理業務等においても支障を来たすことの無いよう資産整理を行うこととします。

（５）運用時における固定資産台帳整備の基本方針

下水管きょ、人孔、枅のように総合償却が認められているものは、一体的に記載し、減価償却することが可能です。法適用後に取得した固定資産については標準どおりに記載し、長期的には適切な水準で固定資産台帳が整備されるように留意して行います。

（６）システム導入の基本方針

法適用後会計事務の効率化を目的に、公営企業会計システムを導入します。システム導入に係る経費削減及び上水道部門とのシステム共有による事務の効率化を図るため、水道事業会計での既存システムを活用することとします。

また、固定資産調査の情報等は、下水道法第23条に基づく下水道台帳システムに関連付け一元管理します。このほか、公営企業会計システム、収納システム、下水道台帳システム等他システムと可能な限りデータ連携や附番情報を統一し、効率的な運用をしていきます。

法適用の基本方針

◆地方公営企業法適用の基本方針

（７）条例改正等の基本方針

今後、全部適用に向けて条例の設置及び改正、規程類の制定が必要になります。

当町においては、水道事業が庁内に設置されているため、水道事業の規程等を一部変更して活用することが可能です。

一方で、水道事業における現行条例や規程類に不備があるため、水道事業の見直しをあわせて行います。

（８）関係部局との調整

法適用により、現行の条例・規則や経理方法等が大きく変わるため、多くの関係部局との調整が必要となります。

法適用化事務については、公営企業法適用化に向けて、「体制を含む組織」の検討、関係部局との調整事項整理をどの時期までに終了しなければならないのかという整理について、移行作業の１年目から実施します。

（９）職員研修の基本方針

移行業務が遺漏なく実施し、法適用後の円滑な会計運用が実施できるよう地方公営企業の基礎的な研修と、移行後の実務研修、その他システム操作の研修を関係部局も含めてを行います。